

陳情第6号



陳 情 書

2020(令和2)年 11月 16日

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

陳 情 者

きりしま九条の会

岩 元 昭 雄

霧島市隼人町

日本国政府へ向けて、核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書の
提出を求める陳情書

陳情事項

地方自治法 99 条の規定に基づき、日本国政府に、核兵器禁止条約の署名と批准を
もとめる意見書を採択、送付ください。

陳情の理由・経緯等

2017年7月に、国連で採択された核兵器禁止条約は、2020年10月25日（日本時間）に批准した国が50に達し、条約の規定により90日後の2021年1月22日に発効します。

条約の発効により核兵器は違法化され、国際社会の規範として核兵器の使用を含む核兵器に関するあらゆる活動が禁止されます。

核兵器禁止条約は核兵器廃絶への重要な一歩です。

これは、核兵器の禁止・廃絶を求めてきた被爆者や世界と日本の市民運動、諸国政府の共同した努力の大きな成果です。

日本政府に「唯一の戦争被爆国として、この世界の努力の先頭に立ってほしい」という声は、圧倒的多数の国々の国民・市民の願いです。

原水爆禁止日本協議会によると、2020年10月23日までに、被爆地の広島市、長崎市をはじめ495の自治体が、日本政府への同じ思いを込めた意見書を採択しています。

本市は「非核宣言都市」でもあり、議会は核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を採択しています。

核兵器禁止条約が発効し、核兵器の廃絶に向けた世論と運動が高まる今、日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として禁止条約への署名と批准を行い、核兵器廃絶への積極的なリーダーシップを取って欲しいという意見書を提出していただきたく、お願ひいたします。

2020年 12月 日

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 山東昭子殿
内閣総理大臣 菅義偉殿
外務大臣 茂木敏充殿

霧島市議会議長 阿多己清

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、核兵器に関わる、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とそれによる威嚇にいたるまでのあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

条約はまた、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国で前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の84か国。批准国は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に50か国となりました。これにより、同条約は2021年1月22日に発効します。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、意見書を提出します。